

## 三朝町給水指定装置工事事業者に関する申請手順

(各種申請に係る手順及び提出書類一覧)

## 1 三朝町建設水道課上下水道係に以下の申請書類を提出する。

## (1) 水道指定給水装置工事事業者指定申請に必要な書類

| フリ | 書類名                                   | 補足事項                          |
|----|---------------------------------------|-------------------------------|
|    | 指定給水装置工事事業者指定申請書及び機械器具調書(様式第1号)       |                               |
|    | 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の写し)  | 様式第1号(裏面)における主任技術者免状交付番号確認のため |
|    | 欠格要件に該当しないことの誓約書(様式第2号)               |                               |
|    | 法人にあっては定款及び登記事項証明書の写し、個人にあってはその住民票の写し |                               |
|    | 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項(回答様式)           |                               |
|    | その他管理者が必要と認める書類                       | 別途指示があった場合のみ                  |

※指定更新申請の際も同様とする。

## (2) 書類提出に係る留意事項

- 提出にあっては原則建設水道課窓口での受付とします。
- 受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。

## 2 指定工事業者証の受領 → 主任技術者の選任・届出

- 指定を決定した場合、水道事業管理者(町)から指定工事業者に対し『三朝町水道指定給水装置工事業者証』を交付します(指定)。
- 指定工事業者は、指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者(町)に『給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)』を届け出てください。なお、これらの書類は指定申請時に、同時に提出いただいた場合もお受けします。
- 「更新」の際は、主任技術者選任届の提出は不要です。ただし、更新申請時に主任技術者を変更している場合は、所定の変更手続きを行ってください。
- 主任技術者選任届出に必要な書類

| フリ | 書類名                                  | 補足事項   |
|----|--------------------------------------|--|
|    | 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)           |  |
|    | 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の写し) | <ul style="list-style-type: none"> <li>主任技術者免状交付番号確認のため</li> <li>ただし、指定申請と同時の場合は省略可</li> </ul> |

## 3 手数料の納付(新規、更新問わず)

- 指定後に、別途納付書により手数料5,000円を納付してください。

## 【指定の内容に変更があったときに必要な書類】

### 1 指定の内容に変更があったとき

- 届出を要する変更は下表のとおりです。
- 届出には、当該変更のあった日から 30 日以内に『指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 4 号）』に、下表「添付書類」欄に掲げる書類を添えて管理者（町）に提出してください。

|     | 届出を要する変更                      | 添付書類                                  |
|-----|-------------------------------|---------------------------------------|
| (1) | 事業所の名称及び所在地                   |                                       |
| (2) | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 法人にあっては定款又は登記事項証明書の写し、個人にあってはその住民票の写し |
| (3) | 法人にあっては、役員の氏名                 | 様式第 2 号による誓約書及び登記事項証明書の写し             |
| (4) | 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 | 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）  |

### 2 事業の廃止、休止又は再開をしたとき

事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に『指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 5 号）』を管理者に提出してください。

※1 廃業したとき、又は指定を取り消されたときは、3日以内に指定工事事業者証を返納してください。

※2 事業の休止を届け出たとき、又は第 7 条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出してください。

### 3 主任技術者を新たに選任、又は解任したとき

- 指定後に選任した主任技術者を解任、又は新たに選任した場合は、遅滞なく『給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第 6 号）』を管理者に提出してください。
- その際、主任技術者免状交付番号確認のため、給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）を添付してください。
- なお、選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、上記により管理者に届け出てください。